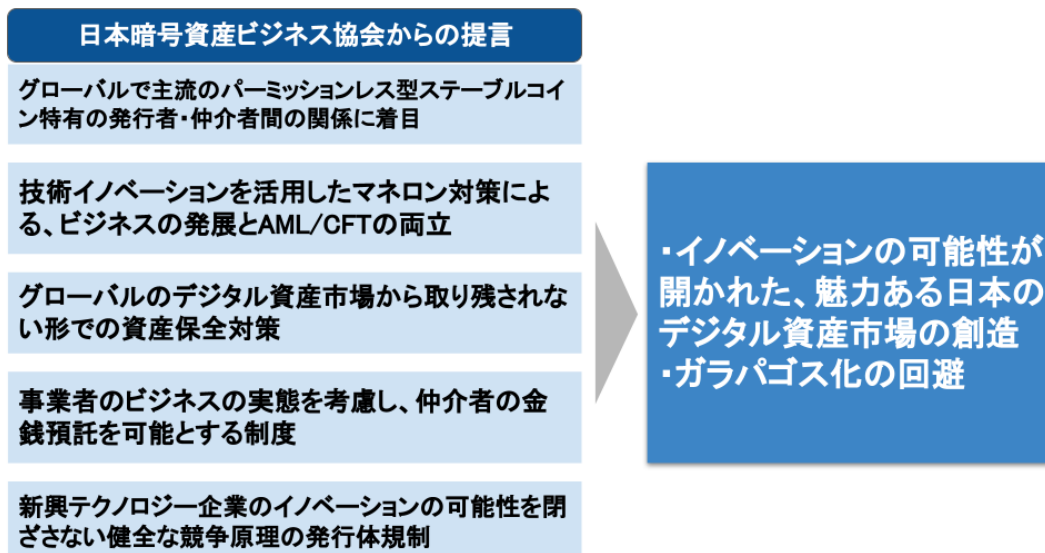


金融庁 資金決済 WG 報告を踏まえたステーブルコインの規律に関する提言を公表

～イノベーションの可能性、事業者の実務の観点、
海外で議論される規制への慎重派意見などへ配慮した規律を提言～

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（所在地：東京都千代田区、会長：廣末 紀之 以下、当協会）は、ステーブルコインの日本国内における取扱いを目指して法的整理に関する研究を行うステーブルコイン部会（部会長：白石 陽介）を中心に、この度、『「金融審議会 資金決済ワーキング・グループ 報告」を踏まえた電子的支払手段（ステーブルコイン）に関する規律のあり方に対する提言』を公表しました。



■ステーブルコインへの期待と当部会の取り組み

主に裏付け資産を持つことで1ドル=1コインのように法定通貨と価格が連動する「ステーブルコイン」は、海外で発行されるパーミッションレス型（発行者による特段の制限なく、ブロックチェーン等を通じて不特定者の間で転々流通する）のものを主流とし、国際的な時価総額が主要銘柄で合計7兆3000億円を超えています。これらは230兆円の市場規模を持つ暗号資産の価格変動に対するリスクオフ資産・基軸通貨としての機能やNFTなど、ブロックチェーンを用いた新業態・ビジネスに用いられる様々な可能性を持ち、海外では決済大手のPayPal社が開発を検討するなど注目されていますが、日本では法規制のもとに取り扱いが実現していません。

当協会ステーブルコイン部会では、これらの日本での取り扱い実現に向け、金融システムへの影響やAML/CFT対策に配慮しながら、イノベーションの推進やビジネスの実態を考慮した、あるべき法制度について研究を行ってきました。

2022年1月11日に金融庁金融審議会より「資金決済ワーキング・グループ 報告」が公表されたことを踏まえ、当協会は、**特に立法に際して、活発なグローバル市場からの分断・実務との乖離・日本のガラパゴス化の進展を防ぎ、ステーブルコインおよびわが国におけるブロックチェーン等の新しいデジタル技術を活用したイノベーションの国際競争力を活発化させる規律のあり方を提言いたします。**



■ 提言の概要

提言：仲介者に対する規律

1. 契約（代理）関係の不存在

報告書：「利用者に損害が生じた場合の発行者と仲介者の間の責任分担に関する事項等について、**発行者と仲介者の間で契約を締結すること等を求める**ことが考えられる。」（報告30頁）等

提言：パーミッションレス型ステーブルコインにおいては、**発行者である銀行や資金移動業者を代理することなく仲介者がサービスを提供することが想定される**。よって、両者の間に**契約関係及び代理関係の存在を前提としない法令の整備**が求められる。

2. マネーロンダリング対策について

報告書：「本人確認されていない利用者への**移転を防止**すること、本人確認されていない利用者に移転した残高については**凍結処理**を行うことといった事項を**求める**ことを検討することが考えられる。（報告30頁）

提言：凍結処理などの厳格な措置の拙速な導入など、**同ステーブルコインの流通を事実上不可能とする法規制の構築**を目指すのではなく、**ブロックチェーン解析ツール等の日々高度化するイノベーション技術をAML/CFTに活用することで、ビジネスの発展とAML/CFTを両立することが望ましい**。

3. 海外発行のステーブルコインの取扱いについて

報告書：「現時点においては、基本的に、**国内において発行者の拠点や資産保全等**がなされることを**求める**必要があると考えられる。」（報告26頁及び27頁）等

提言：日本居住者の**グローバルなデジタル資産市場へのアクセスの途を自ら閉ざす**ことになり、**同市場の発展から日本が取り残される**おそれがある。資産保全の確実性は、発行者が採用した資産保全スキームや仲介者が講じる利用者保護措置(担保取得や保険の利用等)およびこれらの十分な事前審査と継続的なモニタリングにより判断が可能である。

4. 利用者からの金銭の預託（の必要性）

報告書：＜業規制の具体的内容＞「**利用者から金銭の預託を受けることを原則として禁止**」(報告28頁)等

提言：即時性が求められる資金の精算や決済、裁定取引等、パーミッションレス型ステーブルコインを取り扱う仲介者のビジネスモデルを勘案すると**仲介者の利用者からの金銭の預託は必須である**。

提言：発行者に対する規律

報告書：「電子的支払手段を発行・償還する行為は、現行法上、基本的には為替取引に該当し、**銀行業免許又は資金移動業登録が求められる**」（報告22頁）等

ステーブルコインの発行者は通常の銀行よりも行う業務範囲が狭いにもかかわらず、**事実上銀行に限られてしまうことは過剰な規制であり、新興テクノロジー企業のイノベーションの可能性を閉ざすことや市場の競争原理の不健全性を招きかねない**。また、同コインの海外主要国の規制の動向に注視しつつ、現行法上の「為替取引」の解釈に囚われない新たな法制度が求められる。

■資料のダウンロード

「金融審議会 資金決済ワーキング・グループ 報告」を踏まえた電子的支払手段（ステーブルコイン）に関する規律のあり方に対する提言 (PDF)

<https://cryptocurrency-association.org/news/main-info/20220119-001/>

【ご参考】アメリカにおける議論の状況

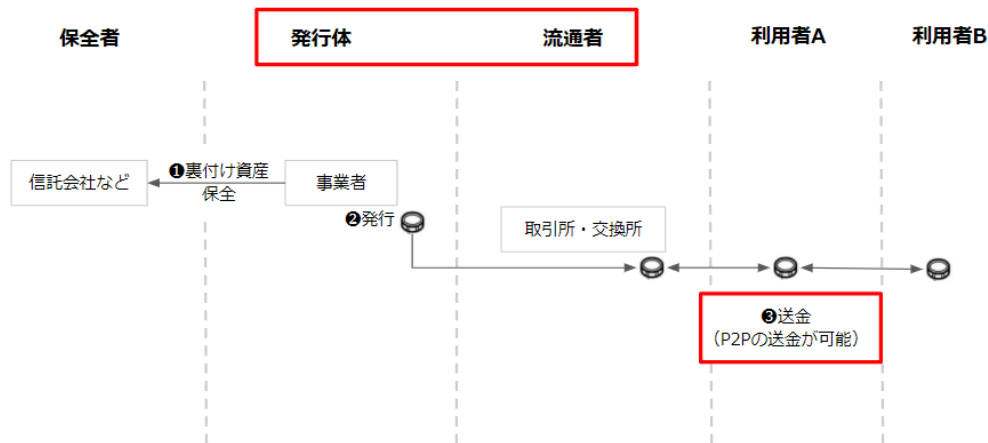
米国連邦準備理事会 理事クリストファー・J・ウォーラー氏による President's WG 報告書への意見抜粋

ステーブルコインの発行を銀行のみが行うことができる、あるいはそうすべきであるという考え方には、その責任の性質上、賛成できません。（中略）連邦準備制度理事会と連邦議会は、民間部門のイノベーションから恩恵を受ける、活気に満ちた多様な決済システムの価値を長い間認識してきました。そのようなイノベーションは、銀行セクター以外からも生まれる可能性があり、特にシリコンバレーのような商業的な文脈で生まれても驚くべきことではありません。そのようなイノベーションが生まれた場合には、銀行を含む他のシステムやプロバイダーと明確かつ公平な競争の場で競争する機会を与えるべきです。

引用：（一社）日本暗号資産ビジネス協会, 「ステーブルコインの海外での議論の動向に関する翻訳資料の公表」

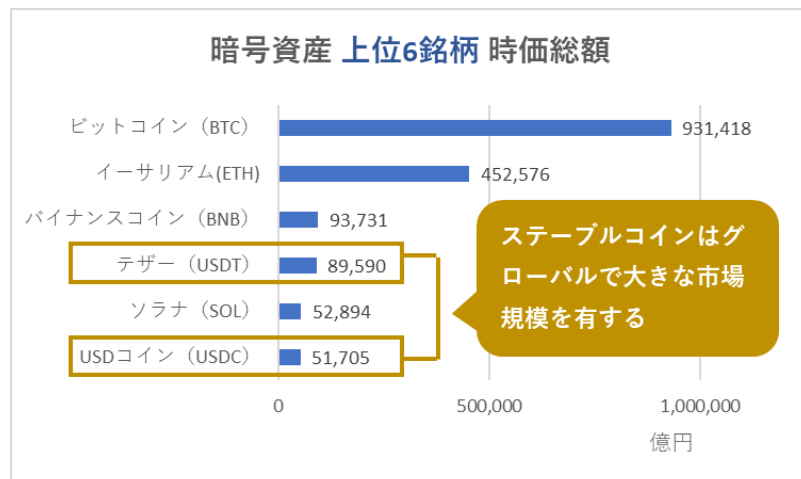
【ご参考】パーミッションレス型ステーブルコインについて

・転々流通するパーミッションレス型ステーブルコイン



引用：日本暗号資産ビジネス協会, 「日本におけるステーブルコインの制度設計の在り方について」

・グローバル市場での時価総額



■協会概要

企業名 : 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会

(Japan Cryptoasset Business Association) 略称 JCBA

所在地 : 東京都千代田区鍛冶町 1 丁目 10 番 6 号 BIZ SMART 神田 901 号室

代表者 : 会長 廣末 紀之 URL : <https://cryptocurrency-association.org>

設立 : 2016 年 3 月

事業内容 :

暗号資産・ブロックチェーン上のデジタル資産に関連するビジネスについての知見の共有、会員の意見集約、業界課題の解決に向けての論点整理や提言を通じたビジネス環境整備・促進、普及啓発活動に取り組んでいます。

- ・分科会 : 現在 12 部会 税制、IEO、ユースケース、金融、NFT、ステーブルコイン、DeFi、セキュリティ・システム等
- ・定期勉強会 : 法規制、税務会計、技術、ビジネス面に関するテーマで毎月開催
- ・提言、要望 : 業界課題の論点整理、政党や監督官庁への提言・要望
- ・外部講演活動 : 講演等による普及啓発、司法当局や消費者センター等への講演及び協力など

■ステーブルコイン部会について

活動内容 :

ステーブルコインの法的整理や資産性の判断といった業務的観点、価格安定のメカニズムに対する信頼の観点、さらには、利用者保護、AML/CFT といった様々な観点から議論を進め、暗号資産関連事業者のビジネス環境整備を図り、我が国における暗号資産ビジネスの健全な発展に寄与することを目指して活動。2021 年 4 月にデジタルマネー分類表を、2021 年 11 月に「日本におけるステーブルコインの制度設計の在り方について」を、2022 年 1 月に「ステーブルコインの海外での議論の動向に関する翻訳資料」を公表。

運営体制 :

部会長 : 白石 陽介 株式会社 HashPort 社外取締役

株式会社 ARIGATOBANK 代表取締役 CEO

副部会長 : 安達 知可良 EY 新日本有限責任監査法人 金融事業部

アシュアランスイノベーション本部 アソシエートパートナー

幹事 : 吉田 世博 株式会社 HashPort 代表取締役

幹事 : 飯盛 美季 株式会社 HashPort アドバイザー

法律顧問 : 河合 健 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー

法律顧問 : 佐野 史明 片岡総合法律事務所 パートナー

部会のページ : <https://cryptocurrency-association.org/subcommittee/stablecoin/>

部会参加企業：34社

■正会員

(株)マネーパートナーズ、ビットバンク(株)、QUOINE(株)、コインチェック(株)、フォビジャパン(株)
楽天ウォレット(株)、TaoTao(株)、Bitgate(株)、東京短資(株)、LVC(株)、FXcoin(株)、(株)HashPort、(株)bitFlyer
BitGo.Inc.、(株)ディーカレット、Payward Asia(株)

■準会員

有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人、有限責任 あずさ監査法人、シンプレクス(株)武智総合法律事務所、西村あさひ法律事務所、シティユーワ法律事務所、創・佐藤法律事務所、
(株)CAICA、Chainalysis inc.、TMI 総合法律事務所、(株)エクステンジャーズ、Elliptic Japan (株)、
(株)HYPERITHM

■特別会員

森・濱田松本法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、片岡総合法律事務所
PwC あらた有限責任監査法人

【プレスリリースに関するお問い合わせ先（報道機関窓口）】

■プレスリリースに関するお問い合わせ先

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）事務局

TEL : 03-3502-3336

E-mail : pr@cryptocurrency-association.org